

## ○周南公立大学履修規程

(令和5年3月14日規程第16-3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、周南公立大学学則（令和4年規程第1-3号。以下「学則」という。）第22条第3項、第26条第3項、第36条第1項及び第38条第2項の規定に基づき、授業科目及びその単位数並びに履修方法その他履修に関して必要な事項を定める。

(授業科目及び単位数)

第2条 学則第21条の教育課程は、総合科目及び専門科目のほか各学部学科により区分し、各授業科目を学則第22条第1項に基づき次の各号により分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

- (1) 必修科目 当該学科等の教育目的を達成するため、卒業要件として修得を必要としている科目をいう。
- (2) 選択科目 学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を卒業要件に算入する科目をいう。
- (3) 自由科目 第3条にかかる授業科目を履修する場合又は卒業に必要な単位数を超えたことなどにより、単位を認定できるが、卒業要件に算入しないこととなる科目をいう。

3 科目区分、授業科目及び単位数は、別表第1に定める。

(教育職員免許状の取得等にかかる授業科目及び単位数)

第3条 学則第38条に基づき、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者の授業科目及び単位数については、別表第2に定める。

2 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に定める社会福祉士の所要資格を得ようとする者の授業科目及び単位数については、別表第3に定める。

(外国人留学生に対する開講科目)

第4条 総合科目に、外国人留学生のみ履修することができる科目を設け、その授業科目、科目区分及び単位数については別表第1に定める。

(学年、学期、休業日及び授業時間)

第5条 学年、学期及び休業日は、学則第7条から第9条に規定のとおり

とする。

2 授業科目によっては、学則第9条に定める休業日に集中して実施する  
場合がある。

3 授業時間は90分をもって1時限とし、次の時間割とする。

1時限 9:00～10:30

2時限 10:40～12:10

3時限 13:00～14:30

4時限 14:40～16:10

5時限 16:20～17:50

6時限 18:00～19:30

4 学外における実習等の授業時間については、授業担当教員により別に  
定める。

(授業の方法)

第6条 授業は学生を登校させ、教室等で対面により実施する方法を原則  
とする。

2 学則第23条第2項に規定する当該授業を行う教室等以外の場所で履修  
させる方法(以下「遠隔授業」という。)は、次の各号のとおりとする。

(1) オンライン型 インターネット会議システムを使った双方向の授  
業で、本来の時間割の時間にオンタイムで行うもの。

(2) オンデマンド型 あらかじめ教材又は課題を用意しておき、期限  
を設定して、学生が随時アクセスして学修を進め、課題提出をもって  
出席とみなし、修了後速やかに指導を併せ行うもので、当該授業科目  
の担当教員と学生が双方に情報を交換する機会が確保されているも  
の。

3 前項の遠隔授業は、感染症拡大防止対策として有効とされる場合のほ  
か、対面で行う授業と同等以上の教育効果を有すると判断される場合に  
実施されるものとする。

4 学則第23条第3項に規定する60単位(上限)は、半分を超える授業  
回数(授業時間)を遠隔授業により実施する授業科目を対象とする。な  
お、他大学等で修得した授業科目を本学で修得したとみなす場合に当該

科目が遠隔授業で実施されている場合も同様とする。

5 前項において対象となる（半分を超える授業回数（授業時間）が遠隔授業となる）授業科目は、周南公立大学学部の教学マネジメントに関する委員会設置規程（令和6年規程第5-16号）第2条第2号の事項を審議する各学部の委員会の議を経て実施されるものとする。

6 一部の学生が、交通機関の運行停止その他やむを得ない事情により登校することができない場合又は第7条による合理的配慮を必要とする場合は、対面で実施している授業をインターネット会議システムを使ってオンラインで同時に配信する方法（ハイフレックス型）で授業を実施することができる。

（授業における合理的配慮）

第7条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者への授業の実施にあたっては、周南公立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（令和4年規程第10-3号）第6条及び第7条に基づき、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供に努めなければならない。

2 前項においては、学生が授業の方法において特別な支援を希望し、合理的理由があると認められる場合も同様とする。

（卒業要件）

第8条 学則第36条第1項に規定する所定の授業科目及び単位は、別表第4のとおりとする。

（履修登録）

第9条 学生は、自らの学修計画に基づき、履修しようとする授業科目について、各学期の初めに指定する期間（履修変更期間を含む。）に所定の手続きをしなければならない。

2 前項に規定する期間以外にも、特別の事情がある場合は、学部長の許可を得て履修変更することができる。

3 学生が自由科目として他学部が開講する授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目の担当教員による承認を得なければならない。

（履修の制限）

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する授業科目は、その履修を認めない。

- (1) 履修登録をしていない授業科目
  - (2) 既に単位を修得した授業科目
  - (3) 授業時間が重複する授業科目（ただし、資格取得に必要な授業科目であり、重複履修が認められた場合を除く。）
  - (4) 上位の年次に担当している授業科目（ただし、当該授業科目を提供している学部の学部長が履修を認める場合を除く。）
- (履修の上限)

第 11 条 各年次において履修できる単位数は、48 単位までとする。

2 次の各号のいずれかに該当する学生は、前項に定める単位数を越えて履修することができる。

- (1) 教職課程履修者
- (2) 福祉情報学部人間コミュニケーション学科介護福祉専攻履修者
- (3) 人間健康科学部看護学科保健師課程科目履修者
- (4) 前年度における年間の GPA (Grade Point Average) が 3.5 以上の学生。ただし、本号は人間健康科学部看護学科の学生には適用せず、また、GPA の条件については各学部学科により別に設定することができる。

(休講)

第 12 条 休講とは、学校行事、交通機関の運行停止、自然災害及び授業担当教員の事由により授業を行わない場合をいう。

2 休講は、休講日の 1 週間前までに学生に周知することを原則とする。また、休講の周知がなく、授業開始後 30 分を経過してもなお講義が始まらない場合は、休講とする。

3 第 1 項において、交通機関の運行停止及び自然災害の場合に休講とする基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) JR 山陽本線（広島～下関間）及び防長バスの双方が全面的に運行停止となった場合
- (2) 山口県全域に暴風警報・暴風雪警報又は周南地域に大雨・大雪な

どの特別警報が発令された場合

- 4 前項各号のいずれかの事由が午前7時の段階で発生している場合は午前中の授業を休講とし、午前10時の段階で継続している場合は午後の授業もすべて休講とし、授業開始後に発生した場合はその後に開始される授業を休講とする。ただし、前項各号のいずれかの事由の発生が予測できる場合は、前日などに休講を決定することがある。
- 5 第3項に該当しない自然災害（地震など）又はその他の重大な事由が発生した場合の休講については、その都度決定する。
- 6 休講があった場合は、原則として補講を行う。
- 7 交通機関の運行停止や自然災害の事由が発生し又は予測できる場合に休講とせず、学部、学科又は担当教員の判断により第6条で規定する遠隔授業を実施することができる。

（欠席）

第13条 病気その他やむを得ない事情で授業を欠席する（欠席した）場合は、その旨を記載した欠席届を当該授業科目の担当教員に提出することができる。ただし、その取扱いは担当教員の判断による。

- 2 次の各号の事由による欠席は公欠扱い（学生に不利益とならない対応）とする。

（1） 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第19条に定める出席停止又はこれに類する措置を大学が指示した場合

（2） 裁判員・被害者・証人としての出廷（被疑者・被告人として逮捕起訴された場合を除く。）

（試験）

第14条 学則第26条第1項の試験は、次の各号のとおりとする。

（1） 定期試験 原則として、各学期末に行う。

（2） 追試験 公共交通機関の運航停止や遅延、病気・けが、感染症及び裁判所への出廷等やむを得ない事由により、前号の試験を受験できなかった者について、1回限り行う。

（3） 再試験 前2号の試験を受験した学生に対し、担当教員が必要と認める場合に行われるもの。ただし、学部又は学科が再試験の取扱い

について別に定めることができる。

2 試験時間は原則として 60 分とし、次の時間割を標準とする。

1 時限 9:00～10:00

2 時限 10:40～11:40

3 時限 13:00～14:00

4 時限 14:40～15:40

5 時限 16:20～17:20

6 時限 18:00～19:00

なお、交通機関の運行停止及び自然災害の場合における試験の実施等については、第 12 条第 3 項から第 5 項の規定を準用する。

3 第 1 項の試験は、筆記、口述、論文（レポート）などの課題提出、実技、実習等の方法により行う。なお、平素の授業における成績等をもって、試験とすることができる。

4 定期試験を受けるには、原則としてその授業科目の授業時間数の 3 分の 2 以上出席をしていなければならない。

5 定期試験、追試験及び再試験について必要な事項は、別に定める。

（成績の評価）

第 15 条 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の 5 段階とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

2 試験に合格した者には、当該科目所定の単位を与える。

3 試験において不正行為を行った場合の取扱いについては、別に定める。

4 学業成績を総合的に判断する指標として、GPA を用いる。この場合、GPA の算定基準及び算定式は以下のとおりとする。

（1）算定基準

評価	秀	優	良	可	不可	認定
英語表記	S	A	B	C	D	N
GP 値	4	3	2	1	0	—
点数	100～90	89～80	79～70	69～60	59 以下	単位認定

(2) 算定式

$$\text{GPA 値} = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{当該科目の評価の GP 値})] \text{の総和}}{\text{履修登録した科目の単位数の総和}}$$

※ 「認定科目」及び「教職に関する科目」は除き、小数点第二位を四捨五入する。

(成績評価基準の明示等)

第 16 条 授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

3 前 2 項に変更が生じた場合は速やかに明示する。

4 成績の評価にあっては、学生に対し異議の申立ての機会を与えなければならない。

(事務)

第 17 条 この規程に関する事務は、学生支援部学務課が行う。

(雑則)

第 18 条 この規程の施行に関し必要な事項は、教学マネジメント推進本部の議を経て、学長が別に定める。

2 この規程において、各学部学科が別に定める場合は、その教授会の議を経て学部長が決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 8 条において、令和 3 年度以前に入学した経済学部にも所属する学生は、次の各号により授業科目を履修し、卒業までに 124 単位以上を修得しなければならない。

(1) 令和 3 年度入学生

ア 総合科目 EQ 教育系、人文系、社会系、自然系、外国語系、保健

体育系、情報系及びキャリア教育系の8系列における所定の必修科目と各系の最低履修単位、並びに総合選択科目を含めて30単位以上修得すること。

イ 専門科目 主学科専門系の必修科目及び選択必修科目を含めて70単位以上修得すること。

(2) 令和2年度以前の入学生

ア 総合科目 EQ教育系、人文系、社会系、自然系、外国語系、保健体育系、情報系及びキャリア教育系の8系列における所定の必修科目と各系の最低履修単位、並びに総合選択科目を含めて30単位以上修得すること。

イ 専門科目 主学科専門系の必修科目及び選択必修科目を含めて66単位以上修得すること。

3 第8条において、令和3年度以前に入学した福祉情報学部にも所属する学生は、次の各号により授業科目を履修し、卒業までに124単位以上を修得しなければならない。

(1) 総合科目 EQ教育系、人文系、社会系、自然系、外国語系、保健体育系、情報系及びキャリア教育系の8系列における所定の必修科目と各系の最低履修単位、並びに総合選択科目を含めて30単位以上修得すること。

(2) 専門科目 主学科専門系の必修科目及び選択必修科目を含めて66単位以上修得すること。

4 第15条第1項において、平成29年度以前の入学生にかかる成績の評価は優・良・可・不可の4段階とし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。

5 第15条第4項において、平成29年度以前の入学生のGPAの算定基準は次のとおりとする。

評価	優	良	可	不可	認定
英語表記	A	B	C	D	N
GP 値	4	3	1	0	—
点数	100～80	79～70	69～60	59 以下	単位認定

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 8 条において、令和 4 年度及び令和 5 年度に入学した学生は、卒業までに次の各号による授業科目を 124 単位以上修得し、かつ、在学期間中に原則として 2 週間以上のインターンシップに参加した者とする。

(1) 総合科目 人間形成と個性伸長のための科目群、地域の持続的発展と価値創造のための科目群、リベラルアーツ科目群及びリテラシー科目群の 4 群について、所定の必修科目と各群の最低履修単位を含めて 34 単位以上を修得すること。

(2) 専門科目 主学科専門系の必修科目及び選択必修科目を含めて、経済学部には所属する学生においては 70 単位以上、福祉情報学部には所属する学生においては 66 単位以上を、それぞれ修得すること。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。